

放課後児童クラブのご案内

▶問合せ 子ども課 児童家庭係 (☎95-0120) ・各児童クラブ

放課後児童クラブとは、保護者の就労等により昼間に留守家庭となる児童を対象に、授業が終了した放課後に生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的としています。

▶対象

小学校に就学する1年生から6年生の児童で、保護者が次のいずれかに該当する家庭の児童です。

- ①昼間に就労している。
- ②出産等の理由により入院している。
- ③疾病等または精神、身体に障がいがある。
- ④同居の親族を常時介護等している。
- ⑤震災等の災害からの復旧に当たっている。
- ⑥その他、これらに類すると認められる状態（資格取得等のための通学等）



▶育成料（利用料）とおやつ代

利用区分に応じて定めています。（減免制度や通年利用の多子軽減を設けています。）

○通年利用…年間を通じて利用する児童

・児童1人につき月額 5千円（育成料）・700円（おやつ代）

○長期のみの利用…夏休みなどの長期学校休業日、土曜日、学校代休日、短縮授業日（4月の始業式から給食開始前日までおよび3月の給食終了後から修了式の日まで）のみの利用（児童1人につき半期ごとに定めています。）

・前期（4月から9月まで） 育成料1万円・おやつ代1400円

・後期（10月から翌年3月まで） 育成料5千円・おやつ代700円



減免制度

育成料を免除する制度です。対象となるのは、生活保護世帯、市民税非課税の母子・父子世帯、就学援助を受けている世帯となります。（ただし、おやつ代については、育成料の免除世帯からも徴収します。）

※減免を受けるには申請が必要になります。

通年利用の多子軽減

同一世帯において、**通年利用の児童が2人以上いる場合に**、最年長以外の児童の育成料を1/2にする制度です。

▶利用時間

○通常日（学校のある日）

下校時～午後7時

○土曜日、長期学校休業日および学校代休日

午前7時30分～午後7時

※上記時間内で、留守家庭となる時間が利用できる時間となります。

放課後児童クラブのご案内

平成30年度(平成30年4月以降)の児童クラブ利用申請書の配布・受付を行います。

▶申請書配布期間 平成30年1月9日(火)～1月15日(月)

▶申請受付期間 平成30年1月25日(木)～1月31日(水)

※4月から利用を希望される人は、必ず上記期間に申請してください。

▶申請書配布および申請受付場所・時間

- ・市役所子ども課 上記期間の午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）
- ・各児童クラブ（下表参照）

クラブ名	配布・申請 受付場所	配布・申請 受付時間	電話番号	定員 (おおむね)
来迎寺児童クラブ (のびっこクラブ)	来迎寺児童センター	月～土曜日 10:00～17:45	82-5614	80人
昭和児童クラブ (ニコニコクラブ)	昭和児童センター		81-1380	65人
南児童クラブ (つばさクラブ)	南児童センター		83-0385	90人
猿渡児童クラブ (どんぐりクラブ)	猿渡児童クラブ	月～金曜日 13:00～18:15 土曜日 8:30～17:45	82-2339	65人
ハツ田児童クラブ (はやぶさクラブ)	ハツ田児童クラブ		82-6668	65人
西児童クラブ (あすなろクラブ)	西児童クラブ		82-3395	105人
花山児童クラブ (豆の木クラブ)	花山児童クラブ	月～金曜日 13:00～18:15	090-7955-3328	80人
	花山児童センター	月～土曜日 10:00～17:45	82-5554	

※通年利用のみでなく、長期のみの利用についても今回の期間において申請書配布・受付を行います。

※申請書を郵送等により配布することはできませんので、上記配布場所に直接受取りに来てください。

※利用申請を電話で行うことはできません。

※5月からの利用申込みについては、市役所子ども課で下記のとおり随時受け付けします。

○1日～15日までに申込みをした場合は、翌月1日から利用できます。

○16日～月末までに申込みをした場合は、翌月16日から利用できます。